



島根県報

平成16年10月 5 日 (火)
第 1 613 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(市 町 村 課)	1
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農 業 経 営 課)	2
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	4
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	4
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	4
道路の供用開始	(")	5
島根県収入証紙の売りさばき人の指定	(審 査 課)	5
島根県収入証紙の売りさばき人の廃止	(")	5

公 告

収去飼料の試験結果の概要	(畜 産 振 興 課)	6
--------------	---------------	---

正 誤

平成15年10月31日付け島根県報号外第123号中	(森 林 整 備 課)	6
---------------------------	---------------	---

告 示

島根県告示第957号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により、西郷町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成16年10月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所	面 積	編入先の字
隠岐郡西郷町大字下西字白賀574番7から同大字同字597番6に至る地先の公有水面埋立地	638.07平方メートル	大字下西字白賀
隠岐郡西郷町大字下西字白賀621番1から同大字同字622番に至る地先の公有水面埋立地	269.16平方メートル	大字下西字白賀
隠岐郡西郷町大字下西字白賀626番1から同大字同字630番1に接する町道及び同大字字岩泉633番1に接する町道に至る地先の公有水面埋立地	564.32平方メートル	大字下西字白賀
隠岐郡西郷町大字港町字大津の2 5番30から同大字同字5番28に至る地先の公有水面埋立地	203.73平方メートル	大字港町字大津の2
隠岐郡西郷町大字港町字大津の1 37番5から同大字字大津の2 4番6に至る地先の公有水面埋立地	368.30平方メートル	大字港町字港町字大津の1

(ただし、上記地番は、平成16年8月1日現在のものである。)

島根県告示第958号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成 3 年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成16年10月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

		利 子 補 給 率																		
		融資機関が措置要綱第3の2のア、ウ及びオに掲げる者である場合					融資機関が措置要綱第3の2のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合													
1 措置要綱第2の2の(1)の加工流通施設整備資金	中山間地域活性化資金の種類 貸付金のうち2億7千円以下の部分 大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付期間が6年以内の場合	年1.90パーセント	年1.85パーセント	年1.75パーセント	年1.55パーセント	年1.45パーセント	年1.35パーセント	年1.25パーセント	年1.15パーセント	貸付期間が6年以内の場合	年1.05パーセント	年1.0パーセント	年0.9パーセント	年0.7パーセント	年0.6パーセント	年0.5パーセント	年0.4パーセント	年0.3パーセント	
		貸付期間が7年以内の場合	年1.65パーセント	年1.6パーセント	年1.5パーセント	年1.3パーセント	年1.2パーセント	年1.1パーセント	年1.0パーセント	年0.9パーセント	年0.8パーセント	貸付期間が7年以内の場合	年0.75パーセント	年0.65パーセント	年0.45パーセント	年0.35パーセント	年0.25パーセント	年0.15パーセント	-	-
		貸付期間が8年以内の場合	年1.4パーセント	年1.35パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント	年0.95パーセント	年0.85パーセント	年0.75パーセント	年0.65パーセント	年0.55パーセント	貸付期間が8年以内の場合	年0.5パーセント	年0.4パーセント	年0.2パーセント	年0.1パーセント	-	-	-	-
		貸付期間が9年以内の場合	年1.15パーセント	年1.1パーセント	年1.0パーセント	年0.8パーセント	年0.7パーセント	年0.6パーセント	年0.5パーセント	年0.4パーセント	年0.3パーセント	貸付期間が9年以内の場合	年0.35パーセント	年0.25パーセント	年0.15パーセント	年0.05パーセント	-	-	-	-
		貸付期間が10年以内の場合	年0.9パーセント	年0.85パーセント	年0.75パーセント	年0.65パーセント	年0.55パーセント	年0.45パーセント	年0.35パーセント	年0.25パーセント	年0.15パーセント	貸付期間が10年以内の場合	年0.25パーセント	年0.15パーセント	年0.05パーセント	-	-	-	-	-
		貸付期間が11年以内の場合	年0.75パーセント	年0.7パーセント	年0.6パーセント	年0.5パーセント	年0.45パーセント	年0.35パーセント	年0.25パーセント	年0.15パーセント	年0.05パーセント	貸付期間が11年以内の場合	年0.15パーセント	年0.05パーセント	-	-	-	-	-	-
		貸付期間が12年以内の場合	年0.65パーセント	年0.6パーセント	年0.5パーセント	年0.45パーセント	年0.35パーセント	年0.25パーセント	年0.15パーセント	年0.05パーセント	-	貸付期間が12年以内の場合	年0.05パーセント	-	-	-	-	-	-	-
		貸付期間が13年以内の場合	年0.55パーセント	年0.5パーセント	年0.45パーセント	年0.35パーセント	年0.25パーセント	年0.15パーセント	年0.05パーセント	-	-	貸付期間が13年以内の場合	-	-	-	-	-	-	-	-
		貸付期間が14年以内の場合	年0.45パーセント	年0.4パーセント	年0.35パーセント	年0.25パーセント	年0.15パーセント	年0.05パーセント	-	-	-	貸付期間が14年以内の場合	-	-	-	-	-	-	-	-
		貸付期間が15年以内の場合	年0.35パーセント	年0.3パーセント	年0.25パーセント	年0.15パーセント	年0.05パーセント	-	-	-	-	貸付期間が15年以内の場合	-	-	-	-	-	-	-	-
2 措置要綱第2の2の(2)の保健機能増進施設整備資金	大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付金のうち2億7千円以下の部分	年2.15パーセント	年2.1パーセント	年2.0パーセント	年1.8パーセント	年1.7パーセント	年1.6パーセント	年1.5パーセント	年1.4パーセント	貸付期間が13年以内の場合	年1.3パーセント	年1.25パーセント	年1.15パーセント	年0.95パーセント	年0.85パーセント	年0.75パーセント	年0.65パーセント	年0.55パーセント	
		貸付金のうち2億7千円を超える部分	年1.4パーセント	年1.35パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント	年0.95パーセント	年0.85パーセント	年0.75パーセント	年0.65パーセント	貸付期間が14年以内の場合	年1.3パーセント	年1.25パーセント	年1.15パーセント	年0.95パーセント	年0.85パーセント	年0.75パーセント	年0.65パーセント	年0.55パーセント	
		貸付期間が15年以内の場合	年1.9パーセント	年1.85パーセント	年1.75パーセント	年1.55パーセント	年1.45パーセント	年1.35パーセント	年1.25パーセント	年1.15パーセント	年1.05パーセント	貸付期間が15年以内の場合	年1.05パーセント	年1.0パーセント	年0.9パーセント	年0.75パーセント	年0.65パーセント	年0.55パーセント	年0.45パーセント	年0.35パーセント
3 措置要綱第2の2の(3)の生活環境施設整備資金	農業協同組合等に貸し付ける場合	貸付期間が15年以内の場合	年1.65パーセント	年1.6パーセント	年1.5パーセント	年1.3パーセント	年1.2パーセント	年1.1パーセント	年1.0パーセント	年0.9パーセント	貸付期間が15年以内の場合	年0.8パーセント	年0.75パーセント	年0.65パーセント	年0.45パーセント	年0.35パーセント	年0.25パーセント	年0.15パーセント	年0.05パーセント	
		貸付期間が16年以内の場合	年1.25パーセント	年1.2パーセント	年1.1パーセント	年0.9パーセント	年0.8パーセント	年0.7パーセント	年0.6パーセント	年0.5パーセント	年0.4パーセント	貸付期間が16年以内の場合	年0.4パーセント	-	-	-	-	-	-	-

附 則

- 1 この告示は、平成16年10月5日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年9月21日から適用する。
- 2 平成16年9月21日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年6月7日付け2農経A第635号農林水産事務次官依命通知）第4の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第959号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成16年10月5日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年2.0パーセント」を「年1.7パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年10月5日から施行する。
- 2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年9月21日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第960号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年10月5日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
八束郡東出雲町大字須田字金山谷1796 - 6、字ナメラ谷1796 - 8
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び東出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第961号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年10月5日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する土 木建築事務 所の名称	備 考	
		区 間	変更前 後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	掛合大東線	飯石郡三刀屋町大字多 久和1403番 2 地先から 同大字1385番 1 地先ま で	前	メートル 17.00～ 26.00	メートル 50.00	木次土木 建築事務所	道路改良工事 減幅 町道移管
			後	16.00～ 19.00	50.00		
"	"	飯石郡三刀屋町大字多 久和1385番 1 地先から 同大字1374番 1 地先ま で	前	15.00～ 27.00	65.00	木次土木 建築事務所	道路改良工事 減幅 町道移管
			後	13.50～ 19.00	65.00		

島根県告示第962号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年10月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する土 木建築事務 所の名称	備 考
県 道	羽須美大和 線	邑智郡美郷町都賀西709番 1 地先から 同711番 1 地先まで	メートル 206.00	平成16年 10月 5 日	川 本 土 木 建 築 事 務 所	

島根県告示第963号

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第1項の規定により島根県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので同条第3項の規定により告示する。

平成16年10月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定年月日	指定番号	売 り さ ば き 場 所	住 所 及 び 氏 名
平成16年 9 月30日	966	益田市内田町イ597番地 エアポート ショップIWAMI	益田市内田町イ597番地 石見エアタ ーミナルビル株式会社 代表取締役 高木 修次

島根県告示第964号

次の者の島根県収入証紙売りさばき人の指定を取り消したので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

平成16年10月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

取消年月日	指定番号	売りさばき場所	住所及び氏名
平成16年 9月30日	947	益田市内田町イ597番地 エアポート ショップIWAMI	益田市幸町 2 番63号 株式会社石見工 アサービス 代表取締役 小河 英樹

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第 7 項の規定により平成16年 7 月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成16年10月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

正 誤

平成15年10月31日付け島根県報号外第123号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

				三	ページ
の頂の面積	岬銃猟禁止区域	枕瀬山銃猟禁止区域の面積	井尻銃猟禁止区域の面積	八雲銃猟禁止区域の面積	箇所
	五〇ヘクタール	三二ヘクタール	四〇ヘクタール	一四七ヘクタール	誤
	六二五ヘクタール	五八ヘクタール	六五ヘクタール	一九五ヘクタール	正